

女性活躍推進法に基づく情報公開

【 行動計画 】

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年9月30日まで

2. 内容

目標1：育児休業説明会を年1回以上行う

＜対策＞

令和4年4月～

- 制度に関する資料などによる職員への周知及び、管理職を対象とした研修の実施。

目標2：年次有給休暇の取得率を10%以上高める

＜対策＞

令和4年4月～

- 年次有給休暇の取得状況について実態の把握及び、取得状況の取り纏め。
- 事業所会議、朝礼等での取得促しや、取得促進に関する資料等の掲示により取得率向上を図る。

女性の活躍に関する情報公表

①管理職に占める女性労働者の割合(令和5年9月1日現在)

	女性		男性	
	人数	割合	人数	割合
法人全体	20	57%	16	43%

②有給休暇取得率

	令和3年度	令和4年度
法人全体	61%	63%

③男女の賃金差異(男性の賃金に対する女性賃金の割合)

	差 異
正規労働者	82.9%
非正規労働者	106.5%
全労働者	70.9%

【対象期間】 令和4年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

【賃 金】 基本給、賞与、時間外・通勤手当等各種諸手当を含み、退職金は除く

【説 明】 「全労働者」の数値が他の数値と比べて低いのは、勤続年数が長く、等級・階層が高い正規男性職員(主に高齢者施設)の人数比率が高いいため